

医療機器等選定・仕様決定委員会運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、医療機器等選定・仕様決定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、医療機器等選定・仕様決定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(開催依頼)

第2条 医療機器等を導入しようとする所管の長（以下「所管長」という。）は、当該医療機器等の導入に際し要綱第2条又は第6条に規定する委員会の審議事項に該当すると認めるときは、委員会の開催を医療機器等選定・仕様決定委員会開催依頼書（様式第1号）により、委員長に対し、委員会の開催を依頼するものとする。

(委員会の招集)

第3条 前条の規定により依頼を受けた委員長は、要綱第5条第1項の規定により委員会を招集しようとするときは、委員会の開催日時、場所及び議事事項を示し医療機器等選定・仕様決定委員会開催通知書（様式第2号）により通知して、行うものとする。

第4条 要綱第8条に規定する書面は、様式第3号及び第4号に定めるとおりとする。

(回 議)

第5条 要綱第5条第4項の規定により回議する場合は、所管長が行い、その都度結果を委員長に報告し、その了解を得るものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。